

認可保育施設等で 教育・保育給付認定2号または3号認定を受けているお子様の保護者の方へ

保護者各位

「支給認定証に記載の認定期間の延長をする方・保育の必要性事由の変更が必要な方」、「家庭状況等に変更があった方」は、下記の更新の手続きを行ってください。認定期間が切れてしまった場合や、保育にあてられない要件がなくなった場合には、退所となりますので御注意ください。認定期間の更新については、期間満了日前に市より通知いたしますが、必ず保護者様でも御確認ください。各種様式については、各認可保育施設及び子ども保育課窓口にて配布しております。（市ホームページでもダウンロードが可能です。年度毎に様式が変更する可能性があります。）
なお、毎年、保育の必要性の確認等を行うため、事由に変更がない場合であっても各必要書類の提出が必要となりますので、別途通知いたします。

家庭状況等変更に伴う提出書類について（令和4年4月～）

《問合せ》 習志野市子ども保育課 TEL:047-453-5511

No.	該当する認定区分		事由	必要書類	教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届	就労証明書(市様式)	医師の診断書(市様式)	母子手帳の写し	育児休業に伴う継続利用申込書(市様式)	介護・看護状況調査票(市様式)	在学証明書	受理証明書	戸籍謄本	退所届(市様式)	生活保護受給証明書	生活保護廃止通知書	市県民税課税証明書又は、非課税証明書	備考 (状況に変更が生じたら、速やかに書類をご提出ください。)	
	2号	3号																	
1	○	○	支給認定期間(施設利用期間)が終了する場合(期限の延長が必要な方) ※満3歳(年齢到達)による認定区分変更(3号→2号、新3号→新2号)は、書類提出不要です。		●			● 該当するもの											保育できない状況を証明するもの(認定期間の終了する月の15日頃までに必ず御提出ください) ※提出が遅れる可能性がある場合には必ず事前にご連絡ください。
2	○	○	就労を開始した場合		●	●													勤務開始前に内定の就労証明書を提出した場合、あるいは勤務実績が確認できていない場合は、勤務開始後に再度就労証明書の提出が必要です。
3	○	○	勤務先が変わった場合・勤務時間・雇用期間が変わった場合		●	●													勤務時間がシフト制の方や変動する方は、直近のシフト表等も併せて提出が必要です。有期雇用の場合は、雇用期間更新の確認をする可能性があります。
4	○	○	自営業になった場合		●	●													就労証明書と合わせて、確定申告書(写)、個人事業の開業届出書(写)、商業・法人登記履歴事項全部証明書等のいずれか一つの添付が必要です。(実績確認書類を依頼する可能性があります。)
5	○	○	疾病・障害により保育にあたることのできない場合(疾病・障害による休職や退職含む)		●		●												身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A・B-1、B-2の写しあるいは市様式の診断書を提出してください。
6	○	○	親族の介護により保育にあたることのできない場合		●		●			●									身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～3級、療育手帳A・B-1、B-2の写しあるいは市様式の診断書、及び市様式の介護・看護状況調査票を提出してください。
7	○	○	就学を開始した場合		●						●								カリキュラム、学生証等の写しの添付も併せて提出してください。※就学先で発行されたもの。 在学期間終了後は速やかに要件を変更する必要があります。(就学要件終了後に求職活動要件への要件変更は可能です。)
8	○		離婚した場合 世帯員が死亡した場合	● 世帯員が変更する場合は世帯構成欄も記載してください。								● 受理証明書を提出した場合、後日必ず戸籍を御提出ください。					●※ 該当者のみ備考欄参照	3歳児クラス以上については、離婚が受理(死別による除籍含む)された場合は、世帯の収入状況に応じて給食費が無償となることがあります。	
		○		● 世帯員が変更する場合は世帯構成欄も記載してください。								● 受理証明書を提出した場合、後日必ず戸籍を御提出ください。		●※ 該当者のみ備考欄参照	離婚し、非課税世帯となった場合は、保育料が無償となります。	※原則、マイナンバーにて各自治体に、子ども保育課から照会いたしますが、マイナンバーが不明等の場合は、御本人で基準日時点にお住まいの市区町村の住民税担当課へ問合せ、発行依頼をしていただく必要があります。			
9	○		結婚した場合	● 世帯員が変更する場合は世帯構成欄も記載してください。			● 配偶者の該当するもの					● 受理証明書を提出した場合、後日必ず戸籍を御提出ください。					●※ 該当者のみ備考欄参照	3歳児クラス以上については、給食費が免除となっていた場合でも婚姻が受理されたことによる世帯の収入状況の変動に応じて給食費が徴収となることがあります。	
		○		● 世帯員が変更する場合は世帯構成欄も記載してください。			● 配偶者の該当するもの					● 受理証明書を提出した場合、後日必ず戸籍を御提出ください。		●※ 該当者のみ備考欄参照	婚姻し、非課税世帯でなくなった場合は、保育料が無償化の対象ではなくなります。	【令和4年4月～令和4年8月分】 基準日:令和3年1月1日……令和3年度住民税課税(非課税)証明書 【令和4年9月～令和5年3月分】 基準日:令和4年1月1日……令和4年度住民税課税(非課税)証明書			

家庭状況等変更に伴う提出書類について（令和4年4月～）

＜問合せ＞ 習志野市こども保育課 TEL:047-453-5511

No.	該当する認定区分		事由	必要書類										備考 (状況に変更が生じたら、速やかに書類をご提出ください。)				
	2号	3号		教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定変更届	就労証明書(市様式)	医師の診断書(市様式)	母子手帳の写し	育児休業に伴う継続利用申込書(市様式)	介護・看護状況調査票(市様式)	在学証明書	受理証明書	戸籍謄本	退所届(市様式)		生活保護受給証明書	生活保護廃止通知書	市県民税課税証明書又は、非課税証明書	
10	○	○	祖父母と同居することとなった場合	●											●※ 該当者のみ備考欄参照	父母ともに非課税の場合やひとり親の方で非課税世帯の場合は、祖父母の課税状況により、給食費が無償または徴収となります。	【令和4年4月～令和4年8月分】 基準日:令和3年1月1日……令和3年度住民税課税(非課税)証明書	
		○		●											●※ 該当者のみ備考欄参照	父母ともに非課税の場合やひとり親の方で非課税世帯の場合は、祖父母の課税状況により、保育料が無償化の対象または対象外となります。	【令和4年9月～令和5年3月分】 基準日:令和4年1月1日……令和4年度住民税課税(非課税)証明書	
11	○	○	生活保護の受給が開始された場合										●				受給開始日の属する月の翌月から、保育料が変更となります。	
12	○	○	生活保護の受給が廃止された場合											●			受給廃止日の属する月の翌月から、保育料が変更となります。	
13	○	○	第2子以降を妊娠した場合(妊娠が判明したら直ちに)	●			●										母子手帳の分娩予定日が記載されているページ。	
14	○	○	第2子以降を出産した場合	●			●										母子手帳の「出生届出済証明」が記載されているページ。 出産前後要件終了後に求職活動への要件変更はできません。	
15	○	○	育児休業を取得する場合(上のお子様、認可保育施設を継続して利用する場合) ※育児休業取得前から施設を利用していることが条件	●	●			●※									継続入所が可能な期間は、保護者の育児休業の期間が終了する日の翌月末までとなります。 保育施設の継続理由は、①子どもの発達上の環境の変化に留意する場合、②保護者の健康状態に配慮が必要な場合、③保護者の保育環境支援のため施設等の利用を継続することが好ましい場合です。 ※継続して利用する理由は、必ず①～③のいずれかに☑を入れた上で、詳細の理由をお書きください。 ※保育必要量が短時間認定となります。育児休業中は、時間外保育(7:00～8:30、16:30～19:00の間)を利用することはできません。時間外保育の利用申込みをしている方は、時間外保育利用辞退の届出が必要となりますので、お通いの施設へお問い合わせください。 また、 育児休業取得後に求職活動への要件変更はできません。	
16	○	○	育児休業から復帰する場合	●	●												就労証明書等は、復帰した直後に勤務先へ証明書発行の依頼をしてください。(復帰した事実を確認するため。) ※証明書内の復職日にて復帰の確認をいたします。	
17	○	○	産後、育児休暇をとらず、仕事に復帰する場合	●	●												出産したお子様については、誰が保育するかを変更届の余白等に記入し、御提出ください。認可保育施設の申込みを検討されている場合は、生後57日目を以降から申込みが可能な施設もございますので、こども保育課までお問い合わせください。 ※就労証明書内の復職日にて復帰の確認をいたします。	
18	○	○	勤務先を退職した場合や自営業を廃業した場合等	●													※退職日や廃業日を記入してください。(認定期間(利用可能期間)は、求職中となった日(退職日または廃業日)から2か月を経過した日の属する月の月末までとなります。認定満了月の15日までに就労証明書等(就労内定可)を提出してください。提出されない場合には退所となります。)*提出が遅れる可能性がある場合には必ず事前にご連絡ください。	※原則、産前産後及び育児休業中に継続して利用している方が、期間終了後、求職活動を理由として継続して保育施設を利用することはできません。(特別な理由がある場合は、こども保育課に御相談ください。)
19	○	○	市内で転居した場合	●													世帯構成員が変更となる場合は、変更届の住所変更及び世帯構成欄の記載をお願いします。	
20		○	児童本人が病気や怪我で保育所・こども園をお休みする場合(休所日除く同月内連続10日以上から最長2ヶ月)														病気や怪我でのお休みが、休所日を除く同月内連続10日以上となった場合、その月の保育料を日割り額に変更しますので、お通いの施設またはこども保育課へお問い合わせください。 ※長期となりそうな場合は、事前に施設長へ御相談ください。	
21	○	○	支給認定証を破損・紛失した場合														支給認定証再交付申請書を提出してください。(破損した支給認定証をお持ちの場合は、併せて提出してください。紛失した支給認定証が見つかった場合、市へ返還してください。)	再交付申請書受付後、1週間(7営業日)を目安として支給認定証の再交付を行います。市内認可保育施設に在籍の場合は施設経由にて交付、市外の場合は自宅への郵送にて交付いたします。
22	○	○	市外に転出する場合														習志野市外へ転出した時点で認定が終了となります。引き続き、お通いの認可保育施設に通う場合や転出先での認可保育施設の申込みをしたい場合には、転出先の市区町村にて給付認定の手続きが必要となりますので、転出先の市区町村に御確認ください。 ※転出の際に支給認定証を市に返還してください。	
23	○	○	保育にあたれない要件がなくなった場合														認定要件がなくなった場合は、退所となります。退所届の御提出をお願いします。	
24	○	○	保育施設を退所する場合														児童の疾病以外の理由で1か月以上お休みする場合、退所いただくこともありますので御注意ください。(里帰り出産に伴う休園は最長2か月となります。) ※退所の際に支給認定証を市に返還してください。	